

ウェーバー・法社会学の基本的構成

川上源太郎

ウェーバーの「法社会学」¹⁾の基本的構成について、理論的な解明を試みるのが本論文の目的である。この著作もウェーバーの他の作品と同様に、きわめて豊富な比較史的記述を含んでいるが、ここではそれらの具体的な記述も理論的にのみ考察されるであろう。

さて、ウェーバーは、宗教社会学論文集の緒言²⁾において、包括的な問題提起を行った際、近代ヨーロッパにのみ独自の文化諸現象にふれ、近代ヨーロッパの社会機構の特殊性を強調して、次の様に云っている。《それらの機構のなかで、疑いもなく重要なのは、法及び行政の合理的機構である。》そしてかく強調するのは、西洋にのみ独自の近代資本主義が、技術的な生産手段だけでなく、成文法規による予測可能な法と行政を要請するからである。

以上は、宗教社会学の緒言を援用して、ウェーバーの〈法〉に対する問題関心のあり方を示したものであるが、「法社会学」が「経済と社会」全体の構成において占める位置の究明こそ、解かれねばならぬ課題である。「経済と社会」の第4版³⁾において、編者J・ヴィンケルマンは、自らの註解を加えて、ウェーバー自身による「経済と社会」のオリジナル・プランの草稿をはじめ取めた。従来、本著に対する体系的理解の要請にも拘らず、彼自身の意図が明らかにされていなかった為に、研究者が個々の観点から作業を進めなければならなかったのであるが、このオリジナル・プランの草稿が発見された事によって、彼自身の意図を不十分ながら知ることが出来る様になった。

この草稿を当面の問題に関連する限りで検討するならば⁴⁾、まず、プランの前半が〈共同体〉をテーマにした諸論稿から構成されており、後半が「政治団体」と「支配」の二論稿から成り立っているのが注目される。即ち、ウェーバーが「経済と社会」で分析せんとしたのは、その内部で私的所有の進展のゆえに、様々な形態をとって現われる共同体の歴史的過程と、共同体の解体を主要な側面とする近代資本主義の成立過程、及び《共同体が、終局的に崩壊する近代資本主義の成立過程に対応して、民族もまた近代国家権力と結びついて一個の権力形象(Machtgebilde)を構成する》⁵⁾事態であろう。上記の事柄から「経済と社会」が共同体の解体を軸とした近代と前近代の社会構造の比較と、近代国家に至る支配形態の歴史的展開を構想しているのではないかと思われる。以上の諸点をウェーバーの意図と仮定して、どの程度「法社会学」の解明が生産的になし得るかは結論に属することであるが、ひとまず、近代的法と前近代的法の対比、近代国家における法の性格規定が、「法社会学」の主要なテーマであると予想しておこう。宗教社会学論文集の緒言で、〈法と行政の合理的機構〉の重要性を指摘している事実も、上述の予想を裏付けるのではないだろうか。

¹⁾ Max Weber; *Rechtssoziologie*, in: *Wirtschaft und Gesellschaft*. 4 Aufl., SS. 387—513.

²⁾ M. Weber; *Religionssoziologie* Bd.I. S. 11.

³⁾ 第4版序文を参照, vgl. Johannes Winckelman, *Legitimität und Legalität in Max Webers*

Herrschaftssoziologie, 1952.

⁴⁾ これについて住谷一彦氏の丁寧な解説がある。住谷一彦「マックス・ウェーバー《経済と社会》のオリジナル・プランについて」(社会学評論 29号 43頁以下)

⁵⁾ 住谷一彦「共同体の史的構造論」156頁～157頁。

ウェーバーは「国家社会学」¹⁾に於ても、「一般社会経済史要論」²⁾に於ても、「合理的国家という意味での〈国家〉はただ西洋にのみ存在した。」と書いているが、この場合〈合理的国家〉とはいったい何であろうか。「合理的国家は専門的官僚と合理的法律を基礎として成り立つものである。」と同時に、「近代資本主義はただ合理的国家においてのみ育つのである」³⁾。すなわち、ウェーバーにとって合理的国家とは、以上の如き要因を含む、合法的強制力を独占する機構的支配団体としての国家である。理念型としての近代国家とは、まさに上述の意味での合理的国家なのであるが、ウェーバーは、近代国家を次の様に《社会学的に定義づけ》ている。即ちその定義づけは、「あらゆる政治団体をもつと同様に国家がもっているある特殊な手段にもとづいてのみ可能である。その手段とは、物的強制力の手段である。」《あらゆる他の団体とか個人は、国家が国家の側からそれを承認する範囲においてのみ、物的強制力を行使する権利を有する。これは現代を特色づける事実である。すなわち国家のみが強制力行使の〈権利〉の唯一の源泉として妥当しているのである。》⁴⁾ 合理的国家の定義と近代国家の定義とは、一見統一的に理解しえないかも知れない。しかし、ウェーバーがあらゆる他首的団体、教会と同様に、国家を機構(Anstalt)と規定している点に注目すれば決して理解し難い事ではない。ウェーバーにとってアンシュタルトとは《その法規化された諸秩序が、一定の範囲内で、一定の標徴にあてはまる、一定の各行為に(比較的)有効に授与される団体のことを云うべきである。》⁵⁾ 合理的に法規化された秩序を有し、出産、居住等の一定のメルクマールに該当する各人に対してあてはまる要求をかかげており、したがって、それは、特殊な意味で与えられた秩序である。かくの如き機構としての国家は、種々の諸契機を、文化価値の領域を、所与の合理的秩序に関与せしめて包含するのである。ただ合理的秩序に関する諸契機が形式的であるか実質的であるかに差があり、誤解をおそれずにいえば、経済や法等に形式的契機を、政治や宗教等に実質的契機を与えているのではないだろうか。ウェーバーはある所で、国家概念の変遷に触れて、それが完全に発達してまったく近代的になっている以上《国家概念をまたその近代的類型にふさわしく…定義することが正当である》⁷⁾ とし、今日の国家の形式的特徴として〈法秩序〉及び〈行政秩序〉を挙げている。しかし、これらの秩序も上記の物的強制力の国家による独占によって保障されるのであるから、物的強制力の《独占的性格》は《近代国家の本質的な標徴である。》⁸⁾ 国民的権力国家から合理的国家への、ウェーバーにおける国家概念の変化は、ウェーバー自身の問題関心の重点のおき方が変化した事に拠るのであって、権力形象としての国家概念が合理的国家において失われたのではない。合理的国家においては、その機構性に関心が集中するために、権力の裸のままの表現は背後に退いているが、合理性のうちの実質的契機として、重要な役割をになっているのである。「経済と社会」に於て、〈支配〉⁹⁾ という社会関係で権力形象が取扱われているのは、支配の正当性という独自の範疇を介在させて、機構としての国家の諸秩序に関与させるという意図が前面におしだされているからであろう。

¹⁾ M. Weber, a. a. O. S. 823.

²⁾ マックス・ウェーバー、一般社会経済史要論(黒正、青山訳)215頁、

³⁾ M. Weber, a. a. o. S. 823.

⁴⁾ Ders., a. a. O. SS. 829—830.

- ⁵⁾ Ders., a. a. O. S. 28 (社会学の基礎概念, 阿南他訳 82 頁).
⁶⁾ M. Weber, *Wissenschaftslehre*, S. 252.
⁷⁾ M. Weber, *W. u. G. S.* 30 (前掲訳書 88 頁),
⁸⁾ Ders., a. a. O. S. 30 (前掲訳書 88 頁)

理解社会学的方法的意義は、認識の総合的性格にあると云われる。〈文化の基本要素〉としての、経済、政治、法律、宗教等々を、相互に比較し、関連づけることによって、近代資本主義の体系的理解を得ようとするのがウェーバーの立場である。その場合、認識の総合性は、諸対象領域の客観的構造の即自的連関に注目して獲得されるのではなく、《諸個人のモチーフを究明しようとする》⁹⁾ 点に立って行われる。すなわち対象に対し、行為者の与える〈主観的に思念された意味〉を媒介して、総合的構造をとりうるのである。

⁹⁾ 金子栄一, 「マックス・ウェーバー研究」77 頁。

「法社会学」の方法も理解社会学の方法を意識的に応用することによって、いわゆる〈法学〉(法教義学)の方法と区別される。即ち、後者は《法として観念的に妥当するものは何か》法命題の内容に《どんな規範的な意味が与えられたら論理的に正しいであろうか》を問題とするが、前者は《〈共同体行為〉に関与する人々…が、一定の秩序を妥当するものと主観的にみなし、かつ実際にそうとりあつかう。つまり、彼ら自身の行為をそれらの秩序に則して方向づけるというチャンスが存在する場合、そのことのゆえに、ある共同体の内部では事実上何が起こるかということの問題とする。》¹⁾ ウェーバーは、社会に関する個別諸科学のそれぞれが、固有の論理をもって展開されているから²⁾、個別諸科学の成果を直接に、客観的構造の即自的連関において総合することは全く不可能であると考え、たとえば、法学と経済学を例にとると、法学は、法命題が《経験的に妥当することを前提とし、法命題を、その論理的に正しい意味にてらして規定しつつ、かくてそれ自身論理的に矛盾のない、一つの体系にまで構成しようとする》が《社会経済学の場合は、かならず〈経済的事実関係〉へと方向づけられる制約をおびた、人間の事実上の行為を、その事実上の諸連関において考察する。》³⁾ 法学と経済学の上述の観点は、まったく《異質な問題をたてており、それらの〈対象〉が接触しあうというようなことは、まずありえない》⁴⁾ のである。そのゆえに、法も現実的生起の平面に、理解社会学の方法によって、構成しなおされねばならない。

¹⁾ M. Weber, a. a. O. S. 368.

²⁾ たとえば〈法の論理〉については、ウェーバーはその典型として、実証主義法学の論理をあげている、vgl., M. Weber, a. a. O. S. 506.

³⁾ M. Weber, a. a. O. S. 368.

⁴⁾ Ders., a. a. O. S. 368.

しかし、これだけの説明では、理解社会学の具体的性格をつかむことはできない。対象領域の質差を理解の操作によって、意味形象という型で同一平面においた以上、同質の対象に論理的明証を与え、〈経験的規則〉による因果連関の組織的構成を行うべきである。比較研究が世界史的規模で組織的に実行されるためには、比較の観点と基準が一義的に設定されなければならない、このことによって、はじめて論理的に整序された姿で、認識の総合性を獲得することができるのである。では、〈法社会学〉において提示された比較の観点はどの様なものであろうか。以下に列挙しよう。

1. 法の創造と、法の発見は〈合理的〉であることもあれば〈非合理的〉であることもある。

2. 合理的法は〈形式的に合理的〉であることも〈実質的に合理的〉であることもある。
3. 非合理的法は〈形式的に非合理的〉であることも〈実質的に非合理的〉であることもある。
4. 次に同様に〈形式的〉と云っても〈形式性に二重の性格〉がある。すなわち〈直観的、感覚的な性格〉と、〈論理的な性格〉とである¹⁾。

以上の比較の基準について、当面重要な意味をもつ点にふれておきたい。まず第一に、合理的と非合理的及び形式的 (formal) と実質的 (materiell) なる対立概念である。又、直観的・感覚的に形式的とは、より実質的に近い程度で形式的であり、論理的に形式的とは、《確固たる法概念が蔽に抽象的な規則というかたちで形成され適用される場合である》²⁾。法が形式的であるというのは、一義的・一般的なメルクマールのみが、実体法上、訴訟上尊重されることであるから、〈論理的に形式的〉と〈実質的〉とは対蹠的概念である。実質的合理性の意味するところは、法律問題の解釈にあたって、《外面的メルクマールの形式性なり論理的抽象の形式性なりを打破しうる権威ある規範、或いは、倫理的な命令とか、功利的ないしはその他の合目的性の規則とか、或いはまた、政治的原理といったものが、それに影響を及ぼすべきだという点にある。》³⁾

¹⁾ M. Meber, a. a. O. SS. 396—397. この他にも比較の基準になり得る概念もないわけではないが、これらほど秩序立っていない。〈法社会学〉の英訳者の一人、Max Rheinstein も〈形式性〉と〈実質性〉のカテゴリーを、〈法社会学〉理解の鍵としている。cf. Max Rheinstein, *Max Weber on Law in Economy and Society*. (Introduction, p. 1 ff)

又このカテゴリーは、「経済と社会」の他の部分とも共通し、諸領域で得た〈個体概念〉の述語として相互の意味連関を明らかにする機能をはたす。前掲の「一般社会経済史要論」の序でも《経済においては形式的合理性と実質性との闘争が演じられているが、しかし、かくの如き闘争が演じられているのはひとり経済のみにかぎらない。例えば、法律生活のごときも…》とある。(55頁)

²⁾ ³⁾ Max Weber, a. a. O. S. 397.

さて、実質性および形式性なる対立概念は、まず内容と形式の対立といった、きわめて一般的な規定からはじまって、更に具体的な規定に志向され、法制史上における法の発現形態の歴史的比較と、経済、政治、宗教などとの相互連関を明らかにする索出的手段として、充分にその機能をはたし、歴史的社会的事象としての、法の〈現実的生起〉の態様に〈明証〉をあたえるのである。

ウェーバーは訴訟の歴史的な展開を記述する所で〈人的〉訴訟と〈物的〉訴訟の区分に言及し、〈人的〉と〈物的〉の混然一体・未分離の状態に〈実質的〉なる規定を行っている¹⁾。例えば〈始源的紛争解決の非合理的性格〉という節で《裁判が専門化されぬ段階では〈人柄を考慮し〉 mit Ansehen der Person 具体的状況の考慮のもとになされる》²⁾ ことの指摘を見出す。始源的な法思考には《物的請求権と人的請求権の対立》³⁾ は存在しなかった。《債務という関係の厳格的に人格的な (persönlich) 性格の結果、古代ローマ法もゲルマン法もならん債権譲渡を知っていなかった》⁴⁾ のである。人と物の未分離の状態が支配的な段階では、物の所有の侵害は人格の侵害と同義であり、物権の譲渡は屢々占有者の人格そのものの譲渡を意味した。始源的契約においては《契約にもつづく債務責任は…復讐責任と同様、本来のわれわれの意味における、財産をもってする人格責任ではなくして、むしろ身体的人格をもって、しかもそれのみをもってする債務者の責任であった。》⁵⁾ (傍点・引用者) 不払の場合には、債権者は債務者の財産を掴むのではなく《債務者の人格を掴むことができた。》⁶⁾ ウェーバーが実質的な規定を行う際に、屢々、《実質的正義》⁷⁾ とか《個性化的なつまり実質的な》⁸⁾ とかいう類の表現を用い、法発見における実質的要求の内容を《人間としての尊厳》⁹⁾ とか

《崇高な倫理的要請》¹⁰⁾ とかいう場合にも、〈実質的〉が〈人格的〉〈倫理的〉〈意味的〉等の語義と一致し、物と人との未分離の状態を示しているのである¹¹⁾。物の過程が即目的な連関をとる過程(形式的)¹²⁾ではなく、物の過程に人格的裁可と影響を及ぼすかぎりにおいて、ウェーバーは〈実質的〉なる規定をおこなっている。〈実質的〉と〈形式的〉の範疇は、法の近代性と前近代性との比較に証明をあたえる手段であると同時に、現代の法創造と法発見の課題を(ウェーバーなりに)解明する基準となっている。現代の歴史的状況下で、法の〈現実的生起〉が特徴的に生み出す諸問題のうち、〈自由〉に関するウェーバーの見解をとりあげて具体的に説明しよう。

¹⁾ - ¹⁰⁾ はすべて、「経済と社会」からの引用、頁数のみ示す。 ¹⁾ S. 392 f. ²⁾ S. 401,

³⁾ S. 419, ⁴⁾ S. 423, ⁵⁾ S. 422, ⁶⁾ S. 422, ⁷⁾ S. 507, ⁸⁾ S. 506, ⁹⁾, ¹⁰⁾ S. 507.

¹¹⁾ 中世においては《物への所有権または物権は、同時に人の労務への支配権を内含し、この両者はいまだ、別して法の対象とはされなかった、…すなわち中世法においては物の支配が同時に人の労力の支配を内含し、それは単一の特有の封建的領有関係たるものとして構想せられた…》橋本文雄「社会法と市民法」有斐閣学術選書 7) 112 頁。

¹²⁾ 本質的には人対人の関係であるところのものが、もっぱら物質的な過程として抽象される事態を〈形式的〉とするのだが、さしあたり川島武宜「所有権法の理論」第二章を参照。

法的な意味における〈自由〉とは、ウェーバーによれば、《現実的ならびに潜在的諸権利をもつことである。》¹⁾ この場合、社会関係が主体的権利者間の権利・義務関係の様相をとるのは、近代社会の特徴であり、共同体内部の成員間には、純粋な意味での権利者意識はないのであるから、自由の問題は、近代に独自の問題でなければならない²⁾。さて、ウェーバーにとって、依法的支配こそ現代を特徴づける最重要な因子の一つであるが、法は個人の権利の保障であると同時に、権利の限定でもある。換言すれば、法は自由の保障とも自由の限定ともなるチャンスをもっている。しかし、自由の保障の規定が形式的であればあるだけ、実質的には自由の限定となるところに、近代的法の(それと適合的な資本主義社会の)非合理的性格がある。近代的法思考に固有な形式的論理法則、近代的法の抽象的・形式的規定性、《法律関係の当事者がおかれた、社会的に具体的な諸事件を無視する、没人格的・非具体的な適用が、その実是有産階級の一方的利益を保障する機構であるということ、労働者は身をもって体得し、そのことに反抗するのである。》³⁾ かくて近代的法体系は、実質的合理性を、形式的合理性の止むを得ぬ犠牲の下に採用しなければならぬようになる。ウェーバーが《近代的な法の発展における反形式的傾向》⁴⁾ というのも、この事態をさしてのことである。

《近代的市民法の最も根本的な原則を成すものは、あまねく指摘せらるるように、先ず所有権絶対の原則と、契約自由の原則である。》⁵⁾ そのゆえに、権利者相互の関係は、何よりも契約の形態をとる。そこで、ウェーバーは契約を論ずる章の結論として〈自由と強制〉なる節を設けたのである。《法的に規整せられた授權による自治への法自体の発展の特質を、束縛からの解放、個人主義的な自由の増加としてとらえるのが普通である。》⁶⁾ しかし、このことがどれだけ当て嵌まるのだろうか。たしかに《財貨取引および人的労働、ならびに雇用給付の領域においては、過去の時代に比して、まったく格段に拡大せられた。》⁷⁾ が、このことによって、実際上の結果においても、自己の生活条件を決定する際の個人的自由がどれだけ増加したか、又以上の事柄と結びついて、生活の強制的な範型化がどれだけ増加したかは、《法形式の発展だけから判断することはまったくできないのである。》⁸⁾ 法規の形式的利用可能性は、その実質的利用可能性と同義ではない。ウェーバーは現代における雇用の実質的非合理性を鋭く指摘した後、次の様な結論をあたえている。《有効

な合意の範型を創る〈授権法規〉Ermächtigungsrechtssätzeの制定は、主として彼ら（市場の利害関係人——引用者）の利益のためになされるのであり、その範型は形式上、あらゆる人が利用する自由をもっているが、事実上は、持てる者だけが利用でき、したがって、結局、持てる者だけの自治と勢力的地位を支えるものなのである。⁸¹⁾（傍点——引用者）

¹⁾ Max Weber, a. a. O. S. 414.

²⁾ 《他人の所有権を尊重し、契約上の義務を順守する意識は、近代的な個人主義的権利・法意識の当然の帰結であり、近代的自由の本質である。》川島武宜「順法精神」（近代社会と法・83頁）
vgl. G. W. F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*. § 21, § 29, 154.

³⁾ 江守五夫「法社会学方法論序説」46頁。

⁴⁾ Max Weber, a. a. O. S. 505 f.

⁵⁾ 橋本文雄、前掲書100頁。 ⁶⁾ Max Weber, a. a. O. S. 454. ⁷⁾ Ders., a. a. O. S. 454.

⁸⁾ Ders., a. a. O. S. 454. ⁹⁾ Ders., a. a. O. S. 454.

近代的法という表現にこれまで幾度かふれたが、法において近代とか前近代とかいう場合に、法の歴史的生起を、ウェーバーはどの様に取扱うのであろうか。ウェーバーは《法および訴訟の〈発展段階〉Entwicklungsstufenとでもいった理論の立場⁸²⁾から⁸³⁾一般的発展の径路を述べている。すなわち、1. 〈法の予言者〉Rechtspropheten がカリスマ的に法を啓示する段階、2. 法の名誉層が経験的に法を創造し発見する段階、3. 世俗的な命令権なり神聖的な諸力なりが法を授与する段階、4. 専門の法律家 Fachjuristen が体系的に法を定立する段階。以上の四段階が、法および訴訟の理論的發展段階であるが、これを先に分析した〈法の形式性〉の観点から分類すると、1. 原始的な訴訟がもっていた魔術に支配された形式性と啓示に支配された非合理性との連繋から、2. 神聖制あるいは家産制によって条件づけられた実質的で非形式的な目的合理性の迂路を経て、やがて、3. 法についての特殊法学的な、つまり、論理的合理性と体系化の増大する段階に区分される。もちろん、ウェーバー自身指摘しているように、《歴史的現実においては、どこにおいても、まさに合理性の度合いの順序に従ってあいついで生じたわけではない⁸⁴⁾》が、理論的には、法の近代性と前近代性とを区別するメルクマールは、合理性和非合理性にあり、更につけくわえるならば、法創造と法発見における〈実質的契機〉と〈形式的契機〉が、合理性和非合理性の範疇に性格づけをあたえるのである。

¹⁾ 理論と歴史を混同するのは、ウェーバーにとって、何よりも危険なこととされる。それは〈自然主義的偏見〉以外のなにもでもない。〈理念型的な発展構成〉と〈歴史〉とは峻別せらるべき二つのものである。ここで理論的にと云うのは、理念型的な発展構成のことであり、それは、《特殊的文化意義の根ざしている成分に着眼して、複雑な歴史的諸連関を概念的に形成》することである。ウェーバーにとって、〈特殊的文化意義〉が〈合理性〉や〈形式性〉に関連しているのだが、機会をあらためて論述したい。立野・富永訳、岩波文庫「社会科学方法論」80頁、90頁参照。

²⁾ Max Weber, a. a. O. S. 504 f. 以下の説明も同所参照。

³⁾ Ders., a. a. O. S. 504.

では、法が近代的な性格をうけとるに至るには、いかなる要因が介在したのであろうか。前述の性格規定に関連せしめて云えば、前近代的な法は、〈個々人、個々物ないし個別な複合体の〈特権〉にもとづくものとして⁸⁵⁾あらわれるが、こうした見解に対立して、《国家〈機構〉Anstalt そのものの法概念が⁸⁶⁾定立される。すなわち〈近代的法〉である。《少くとも今日では、形式的な〈法の下における平等〉の基礎をなすこ

とを原則としている機構内へ、個々の人および法的事実の全てを整理するということが増大したのは、合理化する二つの力の結果である⁸⁹⁾。即ち、一面では、市場拡大の結果であり、他面、了解にもとづく共同体の機関行為が官僚化した結果である。この見解は、共同体解体の一般的過程に対するウェーバーの見解と符合している、法の近代化の過程の完全な理解も、この共同体解体についての十全な考察なしには不可能である⁹¹⁾。

さて、上述のことからは、法と他の諸領域との関係について、ウェーバーがどのように考えていたかが明らかでない。最後にこの点にふれておこう。まず、ウェーバーは、法と経済の関連について、経済的諸条件は今日あるような西洋の特殊近代的な特徴を生みだすに力があつたが、その場合にも、それらは法の合理化と体系化と経済的な持続経営のための資本計算と機能的に適合するという程度で云い得るに過ぎないと考える。だから《経済的な事情は、単純に自動的に、新たな法形式をみずから生みだすわけではなくて、ただある法技術的な発明がなされた場合に、それが普及してゆくことに対するチャンスを含むにすぎない》⁹²⁾のである。経済は法の普及の場として形式的に理解される⁹³⁾と同時に、法と経済の関連も〈形式的に〉言葉をかえれば〈機能的に〉適合しているかどうかの問題だけになる。相互的動因としての形成力は全くないと云える。又別の個所では、支配力の永続を保障するための手段としての法に《経済と法とのエレメンタルな関係がある》⁹⁴⁾としているが、経済が政治につつまこまれる型で機能的にしか理解されていないことが、これからわかるのである。

次に政治との関連だが、ウェーバーにとって、政治（支配）が法を規定する事実こそ決定的である。法創造と法発見の過程が、政治的事情（politischen Umständen）に依存した事例の指摘は一々挙げ得ぬ程である⁹⁵⁾。例えば、法が歴史的発顕形態の差異を生ずる条件として、基本的に 1. 政治的力関係の相違と、2. 神聖的権力と世俗的権力との力関係と、3. 法形成の基準となる法名誉層の構造上の差異とをあげており⁹⁶⁾、最後の条件でさえも《政治的に左右されるところ大》と付言している位である。《西洋だけに特徴的にあらわれた法現象のすべてのことは、そのほとんどが具体的政治的事情によって惹起された出来事であり、》⁹⁷⁾現在の法領域に関する個々の基本観念は《間接的にのみ、経済的に制約されるものと考えられる。》⁹⁸⁾経済的範疇の実質的な自己展開はなくて、政治に（又は宗教に）よって位置づけられる程度で実質的でありうるにすぎない。ウェーバーは、〈行政〉の三要素に〈法創造〉〈法発見〉〈統治〉をあげ、前二者を除いた部分全体を〈統治〉としているが、立法、司法を除いた、固有の意味での〈統治〉（政治）が独自にもつ特徴的な本質として《積極的には、政治的・道徳的・功利的そのほかどのような性質のものでもよいが、それ以外の実質的な目的を実現する点》⁹⁹⁾を指摘している。ウェーバーは、ここで、〈政治〉の実質的性格を強調しているのである。形式的な法、倫理と明確に区別されたところの法に対し、非形式的な法（実質的要求をもつ法）を対置させ、この両者の〈現実的生起〉の動因となるのが、《当該宗教の内的性格、法および国家に対する宗教の原則的關係、祭司層の政治権力に対してもつ勢力地位、最後に政治権力》¹⁰⁰⁾であると云う。私が最初に経済と法を合理性の形式的契機、政治と宗教を実質的契機としたのも、以上でみたウェーバーの見解に依ってである。ウェーバー自身も《宗教的倫理の或いは政治的道徳の実質的要求》を法の形式性に対置しているのである¹⁰¹⁾。

¹¹⁾ Max Weber, a. a. O. S. 434. ¹²⁾ Ders., a. a. O. S. 434. ¹³⁾ Ders., a. a. O. S. 434.

¹⁴⁾ 《どのような主観的・客観的諸条件のもとで共同体は終局的に崩壊するのであろうか。それに対するウェーバーの理論的構想は、要約的に言えば…〈他の多くの要因もさることながら、基本的には農民の

“経済的成長度”——それと相表裏することだが——局地内商品交換 lokale Verkehr すなわち独立の工業と都市の営利生活一般、およびそれによって与えられる農民生産物の局地的販売可能性の展開度に依存したのである。》住谷一彦「共同体の史的構造論」160頁参照。

土地の個人的占取の拡大につれて物的訴訟権が一般化すると同時に、法共同体の内部と外部の二元性が、どういう過程で克服されていったかについては、「経済と社会」418頁以下参照。

- 5) Max Weber, a. a. O. S. 427.
- 6) ウェーバーの〈経済〉についての見解は、「経済と社会」第1部第2章“経済行為についての社会学的基礎範疇”及びその要約として「一般社会経済史要論」の緒論を見よ。(前掲訳書3頁以下)
- 7) Max Weber, a. a. O. S. 413.
- 8) たとえば, SS. 390, 392, 395, 400, 401, 409, 414, 436, など, 又 469 頁では《法の論理的構造における或る種の共通の様相は, たがいにかわめてさまざまな支配構造の産物である。》と云っている。
- 9) Max Weber, a. a. O. S. 505. 10) Ders., a. a. O. S. 505. 11) Ders., a. a. O. S. 395.
- 12) Ders., a. a. O. S. 469. 13) Ders., a. a. O. S. 470.
- 14) これらのことから, ウェーバーが政治や宗教を固定化し, 対象的に実体化したと考えてはならない。ウェーバーは〈マイヤー批判〉においても, マイヤーが対象の個性化的認識として〈政治史〉を固着させたことに反対した。個性は〈認識主体〉の側にもみあるのだから。(価値関係的理解)。なお〈マイヤー批判〉については, 安藤英治〈マックス・ウェーバーにおける形式的思考の意味〉(思想 429号と 439号)。

しかし, 以上の点にも拘らず, ウェーバー理解で〈政治〉を最重要とする研究者が多い。たとえば, 《ウェーバー自身の著作の役割がマルクスの経済的唯物論を政治的ならびに軍事的な唯物論によって仕上げようとする試みだと見ることもできよう。》(Gerth) などはその一例だろう。

法制史上の諸事件を(ウェーバーのいう)社会学的方法で解釈する事の意義を, 〈身分契約〉と〈目的契約〉及びそれらの契約と政治権力との関係から, あるいは法イデオログの思想, 法思考の歴史的形態などから, 更に検討すべき多くの問題が残っている。とくにウェーバーは, 〈形式的〉合理性も行政の能率の観点等から必然的・不可逆的と考え, 〈形式性〉と〈実質性〉の両立をイギリス法の中に見ようとしている。「国家社会学」における民主主義や議会主義のイギリス的展開ともあわせて論ずべきである。イギリス法の〈実際のな〉適応能力を強調し, 〈経験的〉法学と名付ける。〈形式性〉と〈実質性〉との意味的統一を思念して〈経験性〉というのか。残された課題は後日を期することにした。(なお, 〈法社会学〉の訳頁を示さなかったが, 小野木他訳には原著の頁数が示されている。)